

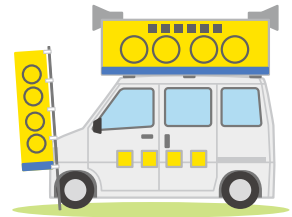


# 新しい選挙制度に変わります。

今定例会で『選挙公営』に関する条例が可決、制定されたことに伴い、令和3年2月23日告示、28日投票の村議会議員並びに村長選挙から選挙制度が変わります。そこで、今回大きく変わった点をレポートします。

## 選挙公営制度とは

お金のかからない選挙を実現するため、候補者と契約業者等が交わされた各有償契約を、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、村が各契約者に直接その費用を支払する。



選挙公営の対象	供託金※	供託金没収点
選挙運動用の ①自動車の使用	村 長 50万円	村 長 (有効投票数 ÷ 10)
②ポスターの作成	村 議	村 議
③ビラの作成	15万円	(有効投票数 ÷ 議員定数) ÷ 10

※供託金とは…候補者が公職選挙に出馬する際、選挙管理委員会等に対して寄託することが定められている場合に納める金銭若しくは債権のこと。当選を争う意思がない人など無責任な立候補を防ごうという制度で、選挙の種類ごとにその額が決められている。また、規定の投票数に達しなかった場合や途中で立候補を取りやめた場合、供託金は没収となる。

例) 有効投票数が8,000の場合、上段表の計算式により、村長800票、村議57票。

## 【公費負担の限度額】

### ○選挙運動用自動車の使用

契約の種別	限度額	
①ハイヤー方式	1日1台 64,500円 × 5日 (選挙運動期間) = 322,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補者は①と②のいずれかを選択。</li> <li>生計同一親族からの自動車借入等は公費負担対象にならない場合もある。</li> <li>無投票の場合、告示日1日分が対象。</li> <li>表の単価、選挙運動期間はそれぞれ上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になる。</li> </ul>
②個別契約方式	自動車借入契約 1日1台 15,800円 × 5日 (選挙運動期間) = 79,000円	
	燃料の供給契約 1日 7,560円 × 5日 (選挙運動期間) = 37,800円	
	運転手雇用契約 1日1人 12,500円 × 5日 (選挙運動期間) = 62,500円	

### ○選挙運動用ポスターの作成

選挙の区分	限度額	
村長選挙	1枚 6,385円 × 53 (ポスター掲示場数) = 338,405円	<ul style="list-style-type: none"> <li>表の単価、ポスター掲示場数はそれぞれ上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になる。</li> </ul>
村議会議員選挙		

### ○選挙運動用ビラの作成

契約の種別	限度額	
村長選挙	1枚 7.51円 × 5,000枚 (上限枚数) = 37,550円	<ul style="list-style-type: none"> <li>表の単価、枚数はそれぞれ上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になる。</li> </ul>
村議会議員選挙	1枚 7.51円 × 1,600枚 (上限枚数) = 12,016円	

※選挙運動用ビラ頒布方法 (4つの方法に限られる)

- ・新聞折り込み
- ・候補者の選挙事務所
- ・個人演説会の会場内
- ・街頭演説の場所